

令和 3 年 第 8 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 3 年 7 月 20 日 開催

雫石町農業委員会

令和3年第8回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和3年7月20日(火) 午後2時

2 開催場所 雫石町役場 3階大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 岡 森 喜与一
2 番 山 本 長 栄
3 番 松ノ木 睦 男
4 番 新 田 善 男
5 番 舩 澤 誠 一
6 番 細 川 仁
7 番 堂 屋 剛
8 番 木 村 正 美
9 番 山 崎 忍
10 番 八丁野 よし子
11 番 坂 下 千枝子

農地利用最適化推進委員

雫 石 藤 村 博 志
雫 石 福 崎 公 博
雫 石 徳 田 雅 博
御 所 米 澤 晃
御 所 川 口 英 敏
御 所 細 川 健 一
西 山 高 橋 浩 之
西 山 柿 木 一 明
西 山 山 田 裕 明
西 山 松 本 光 正
西 山 朝 賀 重 雄
御明神 伊 藤 庄 一
御明神 南 野 久 晃
御明神 夷 森 和 人
御明神 砂 壁 純 也

4 欠席した委員

農地利用最適化推進委員 雫 石 田 村 國 彦
御 所 吉 田 光 彦
御明神 木 村 久 雄

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第6 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

第7 議案第5号 『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』の改正について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
係 長 高 橋 直 也
主 任 四ツ家 広 衣

開会時刻 午後2時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員15名、計26名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第8回雫石町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

議長

只今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては4番、新田善男委員、11番、坂下千枝子委員、福崎公博推進委員、朝賀重雄推進委員、夷森和人推進委員が行っております。

農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1を11番、坂下千枝子委員、番号2と番号3を朝賀重雄推進委員、番号4を福崎公博推進委員、農地の現状変更に関する工事完了届提出に係る現地調査報告を4番、新田善男委員、農地の現状変更に関する届出に係る現地調査報告を夷森和人推進委員にお願いします。

11番 坂下委員

農地転用完了の番号1について調査報告いたします。場所は諸般の報告の8ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約1km向かった場所に位置します。現地を確認したところ、自宅敷地を拡張して〇〇と〇〇が設置され、計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

朝賀 推進委員

農地転用完了の番号2と3について調査報告いたします。始めに番号2についてですが、場所は諸般の報告の8ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇に隣接する場所です。現地を確認したところ、〇〇が整備され計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

次に番号3についてですが、場所は諸般の報告の8ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇の工場に隣接する場所です。一時転用の完了ということで現地を確認したところ、〇〇の事業後、農地に復旧し水田として利用されていることを確認しました。

福崎 推進委員

農地転用完了の番号4について調査報告いたします。場所は諸般の報告の8ページにあります『農転完了：〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約150m向かった場所に位置します。現地を確認したところ、〇〇が新築され計画のとおり工事が完了し利用していることを

確認しました。

4 番 新田委員 現状変更完了の番号1について調査報告いたします。場所は諸般の報告の8ページにあります『現状変更完了：〇〇』となっている所で、〇〇から南西へ約700mに位置する場所です。現地を確認したところ、計画のとおり〇〇の工事は完了し現在は水稻が作付けされていることを確認しました。

夷森 推進委員 現状変更の番号1について調査報告いたします。場所は諸般の報告の8ページにあります『現状変更：〇〇』となっている所で、〇〇から西へ約350mに位置する場所です。現地を確認したところ、申請地の水田は周辺の水田より低地にあり、湿田であることも確認して参りました。今回の計画では、自己所有地から出た土を利用し70cm程嵩上げを行い、完了後に転作田として利用する計画ですので周辺農地への影響は問題ないものと思われれます。また、〇〇による周辺の農地や道路への影響も無いものと確認して参りました。

議 長 現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議 長 その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議 長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会議録署名人には8番、木村正美委員、9番、山崎忍委員、書記には事務局の高橋係長、四ツ家主任を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3、議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が自己所有地、田1筆、面積949㎡を農業用施設用地として〇〇及び〇〇等整備のため転用しようとするものですが、この案件については、備考欄に記載のとおり平成25年に整備済であることから追認の申請です。経緯を確認したところ、父の代には〇〇を営んでおり、昭和50年頃から申請地は〇〇のための〇〇として利用していましたが、平成23年に父が亡くなり〇〇を辞めてからは〇〇に切り替え、〇〇と〇〇として使用するようになり、平成25年には既存の〇〇が手狭になったことから、隣接地に跨った状態で〇〇を整備したとのことです。今回、土地家屋調査士に依頼し土地や建物に係る抵当権の整理をしていたところ、登記と現況が合わない土地があったことから現状に併せて登記したいとのことで、具体的にはどのような手続きをして良いかわからず現在に至ってしまったとのことで「大変申し訳なく、今後は関係法令を遵守して参ります」との旨の始末書を受理しています。

本件について、当該農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分されますが、農業用施設への転用であり事前に申請していれば農地法の基準を満たしていることから追認もやむを得ないものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布していますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認全般と本案件の現地確認委員の報告を4番、新田善男委員にお願いします。

4番 新田委員

現地調査全般について、ご報告いたします。7月14日、第2班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人又は借受人に係る申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

引き続き番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の18

ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、〇〇から北へ約1kmの場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の1～8ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが自己所有地に〇〇及び〇〇、〇〇等の整備を行う計画で申請があったため、現地を確認して参りました。現地については、先ほど事務局から説明がありましたとおり事前着手されておりました。事前に申請していれば要件を満たしている案件ではありますが、転用の手続きについて具体的な手続きが分からず現在に至ってしまったとのことでした。始末書も提出され本人も深く反省しておりましたので、現地確認班ではやむを得ないものと見て参りましたが、委員皆様方のご審議をよろしく願います。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

9番 木村委員 現在の状況をもう少し詳しく説明してほしい。

事務局 (別冊の資料により現状を説明)

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「挙手多数」

議長 挙手多数であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積265㎡について、〇〇のため〇〇と売買しようとするものです。

番号2、同じく〇〇が所有する畑1筆、面積255㎡について、〇〇のため〇〇と売買しようとするものです。以上説明しました案件について、番号1と2の申請農地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であることから第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから許可基準を満たしているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布していますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に本案件の現地確認委員の報告を11番、坂下千枝子委員にお願いします。

11番 坂下委員

番号1と2についてご報告いたしますが、場所が隣接しており事業計画も〇〇の新築のため併せてご説明いたします。始めに場所については、総会資料の19ページにあります『5条：〇〇、〇〇・〇〇』と同じく〇〇となっている所で、〇〇から南へ約100m向かった場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料の9～19ページをご覧下さい。現地の状況は保安全管理されている状態でした。本件は、〇〇さんと〇〇さんがそれぞれ〇〇を新築する計画ですが、計画面積も妥当で周辺農地への影響も少ないと認められる事から許可相当と見て参りました。なお、事前着工はありませんでした。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。
日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

始めに所有権移転の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する畑1筆、面積4,024㎡について、〇〇と売買しようとするものです。別冊にてこの申請に係る地図等を配布していますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

続きまして、利用権設定の計画内容について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田16筆、畑3筆、面積計30,977㎡について、〇〇と新規に利用権を設定しようとするものです。いずれの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、所有権移転の現地確認委員の報告を夷森和人推進委員にお願いします。

夷森 推進委員

場所は総会資料の18ページにあります『利用集積：〇〇・〇〇』となっている所で、〇〇を〇〇方面へ抜けて約600m程行った場所から左側に入っていく道があります。そこから北西方面へ約1.1km向かった場所にあります。現地の状況は雑草一面でしたが、所有権移転後は〇〇さんが除草をした後、〇〇を生産する計画だと聞いております。こちらは利用集積計画での所有権移転ということですが、取得者の〇〇さんは、認定農家で大規模に経営しておりますので問題はないと判断されます。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

9番 木村委員

所有権移転の買い手の〇〇さんと、利用権設定の借り手の〇〇さんは住所が同じだが、2人の関係は。

事務局

2人は親子です。〇〇さんが父で主に〇〇をしており、息子の〇〇さんが〇〇、弟さんが〇〇を栽培し、共同で経営をしております。

議長

ほかにご意見ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

番号1、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は畑1筆、面積201㎡です。非農地となった事由は、父の代の50～60年程前から不耕作となり次第に原野化したとのことです。

番号2、願出人は所有者の〇〇、願出の土地は田1筆、畑1筆、面積計1,264㎡です。非農地となった事由は、当初は農地として使用していたが、農地転用が必要な土地とは知らずに昭和46年頃に〇〇を建築し、宅地と一体的に使用しているとのことです。

以上説明しました案件にかかる現地確認書を12ページに添えていますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布しておりますので、併せてご覧下さるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を福崎公博推進委員、番号2を朝賀重雄推進委員にお願いします。

福崎 推進委員

番号1についてご報告いたします。場所は総会資料の18ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、〇〇から東へ約450m向かった場所に位置します。詳細な位置などは、別冊資料の22～24ページをご覧下さい。現地は議案書にあるとおり、不耕作となってから長い年月が経過し原野化している状態でした。現在の状況となってから20年以上が経過しており、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

朝賀 推進委員

番号2についてご報告いたします。場所は総会資料の18ページにあります『適用外：〇〇』となっている所で、4条の転用申請がされている場所と一体的な場所になります。詳細な位置などは、別冊資料の1～8ページをご覧下さい。現地は、4条申請とも関連しますが、こちらの部分については議案書にあるとおり、〇〇1棟と庭等として使われ、宅地と一体的になっている状態でした。お父さんの代の昭和46年頃から農地法の手続きが必要な土地だと知らずに宅地と一体的

に利用されており、20年以上が経過していることから、適用外証明も止むを得ないと判断されます。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第4号は、願い出のとおり証明することに決定いたしました。

日程第7、議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

ただ今上程されました議案について説明いたします。

提案理由については、農業委員会等に関する法律第7条に基づき、平成30年7月20日付けで策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、「農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う」こととしていることから、検証結果の記載及び内容の見直しを行うものです。

14ページから17ページまでが「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正案です。また、別冊資料として、見直し箇所が分かるように、見え消ししたものを用意してありますので、ご参考願います。改正の内容につきましては、先月の全員協議会において、指針の第2に掲げる3つの項目の目標に対する3年後の検証結果について、ここでは3年後の実績としている部分と、その他の見直し箇所について事前に説明させていただいたところです。その後、農地利用最適化推進委員の皆様からご意見を頂戴することにしていましたが、ご意見はなく、先月の全員協議会でお示しした資料から変更箇所等はございません。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑、ご意見ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第5号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声

議 長

異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午後2時50分

以上が令和3年7月20日、雫石町役場3階大会議室に於いて開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和 3 年 7 月 20 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人 8 番

9 番
